

## ＝ 第 12 章 公共用地・土地収用 ＝



巖島港みなとの賑わいづくり事業（廿日市市宮島口一丁目）

## 1 公共用地の取得

### (1) 必要性

活力ある県土の構築と安全で快適な環境づくりを推進していくためには、道路・港湾等の事業による交通体系の整備、治水・砂防等の事業による県土の保全、下水道・公園事業による住環境などの安定を図る整備が必要である。こうした事業を実施していくためには、公共用地の取得等が不可欠である。

### (2) 事務の概要

公共用地取得等の事務は、必要な事業計画の周知を図り、土地等の権利者との交渉を行って、契約等の手続きを経て、土地等を事業用地として取得又は使用する事務である。

国では、土地等を取得又は使用する場合の取扱いを統一するため、昭和37年に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定された。

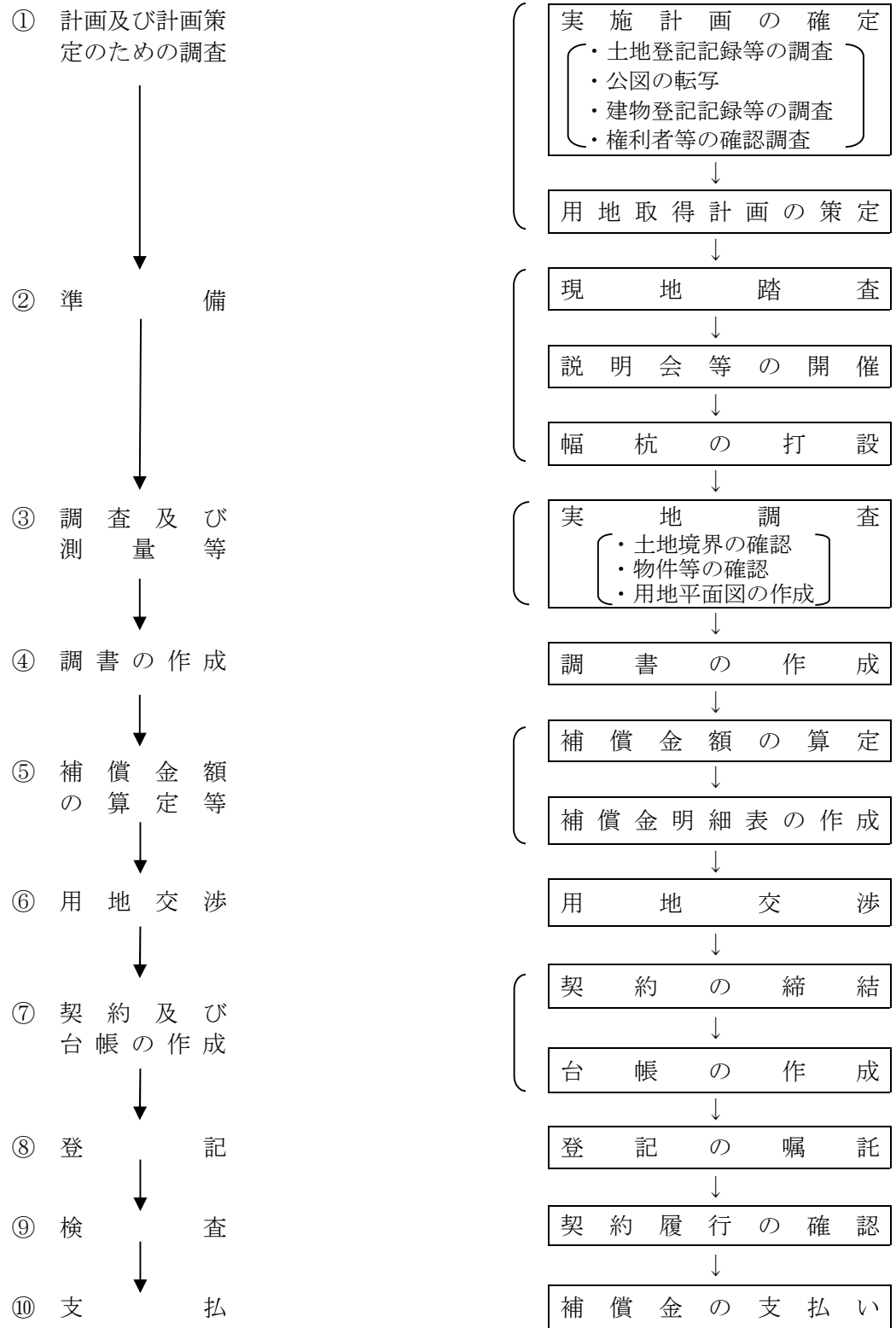
本県においても、この要綱に従い「広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準」を制定し、損失補償の方法、補償額算定の時期、土地等の取得又は使用に係る補償及びこれに伴い通常生ずる損失の補償に関する規定を設けて、これに基づき用地取得事務の適正な執行に努めているところである。

### (3) 取得促進の方策

「公共用地取得促進プログラム」（平成18年3月制定）を定め、事業効果の早期発現と説明責任の向上を図りながら計画的かつ積極的な用地取得に努めるとともに、先行取得制度の活用を図りながら、用地保有量の適正な確保等に積極的に取り組んでいる。

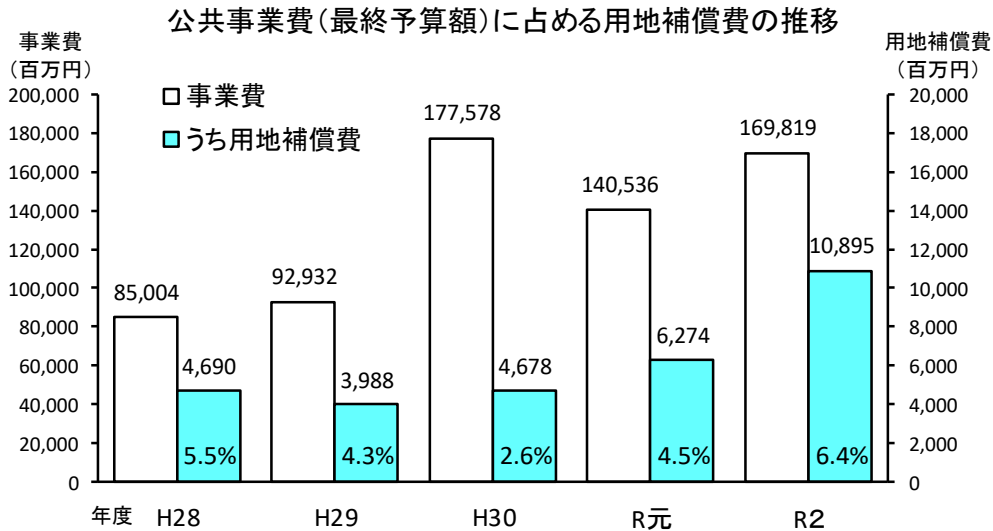
**(参考) 用地取得の手順**

公共事業のための用地取得は、次のような手順で進めている。



## 2 公共事業における用地取得実績

用地費及び補償費						
年度	用地取得箇所数	用地費		補償費		計(千円)
		取得面積 (㎡)	金額(千円)	物件件数(建物) (件)	金額(千円)	
H28	360	445,384	1,704,323	546(81)	2,986,196	4,690,519
H29	326	320,074	1,324,307	463(57)	2,664,200	3,988,507
H30	311	269,802	1,089,586	373(89)	3,588,764	4,678,350
R元	443	582,997	2,103,420	475(60)	4,170,813	6,274,233
R2	508	467,375	2,943,225	563(75)	7,951,326	10,894,551



## 3 土地収用制度の活用

公共事業を円滑に推進するために、公共用地の取得に伴い必要に応じて、土地収用制度を活用している。この制度は、大きく分けて次の二つの手続きがある。

### (1) 事業認定

国土交通大臣又は都道府県知事が、事業が真に公共のためになるものであること等を確認し、起業者に対して、土地を収用し、又は使用することができるという地位を付与する制度

- 大臣が認定する事業 : 主に国又は都道府県等が起業者である事業
- 知事が認定する事業 : 主に市町等が起業者である事業

令和2年度における事業認定

- ・ 大臣認定 (起業者: 広島県) 該当事業なし
- ・ 知事認定 (起業者: 市町等) 次表のとおり

事業名	起業者	種別	事業認定告示年月日
東部地域防災センター(仮称)整備事業	熊野町	19, 31	R2. 8. 6
吉和支所複合施設整備事業	廿日市市	22, 31	R2. 12. 28

(注) 種別は、土地収用法第3条の各号のうち、該当する号を記載。

### (2) 裁決

収用委員会が、私有財産に対する正当な補償を定め、土地等の収用又は使用を決定する制度  
令和2年度における裁決申請件数 (起業者: 広島県)

1件 (備後圏都市計画道路事業3・4・115号栗柄広谷線及び3・6・101号中須父石線)